

## 兵庫県立阪神昆陽高等学校特定個人情報等取扱いに関する基本方針等

平成28年1月から税や社会保障の手続で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号の取扱いが始まります。

個人番号（マイナンバー）を利用できる事務の範囲については、法律及び兵庫県の条例で限定されているところですが、個人番号（マイナンバー）の取扱いに係る安全管理措置として、兵庫県教育委員会では、平成27年12月28日策定の特定個人情報等の保護に関する基本方針及び特定個人情報取扱規程、特定個人情報等の適切な取扱いについてに則った事務処理を行うこととなり、本校におきましても同様の取扱いを行います。